

三島市議会基本条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動の原則等（第3条―第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条―第10条）

第4章 市長等と議会との関係（第11条・第12条）

第5章 政策立案等の推進（第13条―第15条）

第6章 政治倫理、議員報酬等（第16条―第19条）

第7章 議会事務局の充実等（第20条―第22条）

第8章 他の条例等との関係及び見直し手続（第23条・第24条）

附則

朝な夕なに秀麗富士を仰ぎ、富士箱根伊豆国立公園に抱かれた三島市は、恵まれた自然環境と歴史文化が調和しながら未来に向かって絶えず躍動していくまちである。

三島市議会（以下「議会」という。）は、日本国憲法に定める二元代表制の下、地方自治体における最高の意思決定を行う議事機関として、市民福祉の向上及び市政の発展のために活動していかなくてはならない。

地方分権一括法の施行により、地方自治体は自治事務の全てを自ら決定することとなり、議会の役割と責任の重要性は増している。

議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨実現を目指し、地方自治体の事務執行の監視機能及び立法機能を発揮し、自由で闊達な討議を通じて、政策立案及び政策提言を行う責務を有する。

議会は、市民の意思を代弁する合議制の機関として、市民参加と協働の下、公平性及び透明性を確保しながら、論点や争点を広く市民に明らかにし、市民との情報共有を進めるなど、開かれた議会としての使命を負うものである。

ここに、継続的な改革と資質の向上に努め、市民の負託にこたえていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

<前文の解説>

平成20年12月から平成23年3月にかけて開催されました議会基本条例等検討特別委員会（第3次議会改革）において定められました三島市議会の基本理念をもとに、議会基本条例を制定するに至った背景や議会基本条例の位置づけ、議会の果たすべき役割等を示しています。

主なポイントは以下の通りです。

- ・議会は、地方自治体の最高の意思決定を行う議事機関であること。
- ・議会は、市民福祉の向上と市政の発展を活動の目的とすること。
- ・議会は、地方自治体の事務執行の監視や政策立案、政策提言を責務とすること。
- ・議会は、市民との情報共有を進めるなど、開かれた議会としての使命を持つこと。
- ・議会は、継続的な改革と資質の向上に努めること。
- ・議会基本条例は、議会の最高規範であること。

<用語の解説>

◎二元代表制

市長と市議会議員がそれぞれ住民から直接選挙によって選ばれ、執行機関としての市長と議事機関としての議会、それぞれが住民を代表する独立・対等な立場で相互にけん制し、適切な行政運営を図る制度のことをいいます。

◎議事機関

条例の制定をはじめ、市政の重要な事項を審議し、決定する権能を持つ地方公共団体（＝地方自治体）の組織のことをいいます。日本国憲法第93条では、地方公共団体は議事機関として議会を設置するものと定められています。

◎市民福祉の向上

福祉とは、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味するものであり、市民生活の様々な場面において、幸福感や満足感をより感じることができるようにしていくことをいいます。地方自治法第1条の2に示される「住民の福祉の増進」と同じ意味で用いています。

◎地方自治の本旨

地方自治体の運営を住民の意思において自ら行う住民自治と、国から独立した地方自治体が住民に身近な行政を自らの意思と責任において自主的に処理する団体自治の2つの原則で構成される地方自治の原則のことをいいます。

◎合議制の機関

2人以上の者が協議して意思決定を図っていく組織のことをいいます。これに対して、市長や県知事のように最終権限が1人に委ねられている組織を独任制の機関といいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割と責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

<第1条の解説>

ここでは、議会基本条例の目的を定めています。

議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、議会の基本的な考え方や取り組みを定め、実施していくことで、市民の負託にこたえ、最終的に市民福祉の向上と市政の発展につなげていくことを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 市民等 市民及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。

<第2条の解説>

ここでは、この条例で使用される用語のうち、対象の範囲等を明確にすることが必要な用語について、正確な意味を定めています。

「市民」は、市内に居住する方を指しますが、議会が意思決定をして、市長等により実施される施策には、市外にお住まいで、市内の事業所や学校に通勤、通学される方も対象となるものもあるため、これらの方々を含めた「市民等」という言葉も定義しています。

また、「市長等」は、いわゆる市長部局以外に教育委員会や選挙管理委員会などを含めた、市の執行機関全体を示す言葉として定義しています。

第2章 議会及び議員の活動の原則等

(議会活動の原則)

第3条 議会は、議事機関として、公平性及び透明性を確保するとともに、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることができるように努めること。
- (2) 市長等による市政の運営状況についての監視機能を果たすこと。
- (3) 立法機能の強化に向けて、政策立案及び政策提言に努めること。
- (4) 議員間の討議を尊重し、合意形成に努めること。
- (5) 市民等にわかりやすい言葉で説明責任を果たすこと。
- (6) 多様な人材が議員として議会における活動を円滑に行うことができるよう、必要な環境の整備に努めること。
- (7) 継続的に議会改革に取り組むこと。

<第3条の解説>

ここでは、議員の集まりである議会全体としての活動の原則を定めています。

議会は、日本国憲法第93条により議事機関として位置づけられており、その活動の前提として、公平性及び透明性を確保することを責務としています。その上で、(1)から(6)までの原則を定めています。

- (1) 議会は、選挙により市民から直接選ばれた議員の集まりであり、市民等の様々な意見を受け止め、市政に反映させることができるように努めることとしています。
- (2) 議会の大きな役割のひとつとして、市の行政が適切に執行されているか確認し、監視機能を果たしていくこととしています。
- (3) 議会のもうひとつの大きな役割として、議員提案による条例や、市長から提案された条例や予算等の修正による政策立案、また、決議や一般質問などによる政策提言に努めることとしています。今後は、議員からの条例提案による政策立案への取り組みも重要になると考えています。
- (4) 議会は話し合いの場であり、議員同士による様々な意見の交換を活発に行い、合意形成に向けて努めることとしています。
- (5) ホームページや議会だより、議会報告会など、様々な方法により議会活動について市民等にわかりやすく情報を提供し、説明責任を果たしていくこととしています。なお、議会報告会については第9条で定めています。
- (6) これからの議会にはジェンダー（社会的性別）、年齢、職業、障がいの有無、社会的な背景等の多様性を理解することが求められており、多様な人材が議員として議会活動を円滑に行うことができるよう環境整備に努めることとしています。なお、多様性に対する配慮には、妊娠・出産や疾病等、議員個人の状況の変化に対する配慮も含まれています。
- (7) 議会基本条例は、これまでの議会改革の取り組みのまとめとして制定するものですが、条例制定後も継続的に議会改革の取り組みを進めていくこととしています。

(議員活動の原則)

第4条 議員は、主権を有する市民の負託にこたえるため、誠実かつ公正に、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民等の多様な意見を的確に把握し、その全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議員間の討議を積極的に行い、政策立案、政策提言及び市長等による市政の運営状況についての監視（以下「政策立案等」という。）に努めること。
- (3) 自己研さんによる資質の向上に努めること。

<第4条の解説>

ここでは、議会全体ではなく、議員個々の活動の原則を定めています。

市民の負託にこたえるため、選挙により市民から直接選ばれた議員として、誠実かつ公正に活動することを基本としています。その上で、(1)から(3)までの原則を定めています。

- (1) 議員は、市民等の様々な意見を受け止め、その全体の福祉の向上に向けて取り組むこととしています。
- (2) 議員の多様な意見を尊重するため、議員同士の話し合いを活発に行い、議員提案による条例や、市長から提案された条例や予算等の修正による政策立案、また、決議や一般質問などによる政策提言、さらに、市政の運営状況の監視に努めることとしています。
- (3) 議員活動をより充実したものとするため、自己研鑽を通じて、自らの議員としての資質の向上に努めることとしています。

(議長の権限及び役割)

第5条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定によるものとし、その役割については、法、条例及び会議規則の規定その他議長が別に定めるところによるものとする。

2 議長は、中立公正な立場において、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

<第5条の解説>

ここでは、議会の代表者である議長の権限と役割について定めています。

第1項では、議長の権限については、地方自治法の規定によることとしています。その主なものは地方自治法の第6章第4節「議長及び副議長」（第103条から第108条）に定められています。また、議長の果たすべき様々な役割については、地方自治法のほか、様々な条例、会議規則の規定のほか、議長が別に定めるところによるものとするとしていますが、具体的には、三島市議会会議規則、三島市議会傍聴規則、三島市議会委員会条例、三島市議会政務活動費の交付に関する条例などで定められています。

第2項では、議会運営における議長の基本的な姿勢を定めています。

なお、副議長については地方自治法第106条第1項において、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに議長の職務を行うものとされており、副議長独自の権限や役割に関する規定はないため、ここでは議長についてのみ定めています。第2項で規定される議長の基本的な姿勢は、平時から副議長に対しても求められるものです。

(会派)

第6条 議員は、議会における活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策その他政治的理念を共有する議員により構成するものとする。

3 会派は、政策立案等を行うため、調査研究に努めなければならない。

<第6条の解説>

ここでは、議員の政策集団である会派について定めています。

第1項では、議員は、様々な議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができるとしています。会派は同じような考えや意見を持つ2人以上の議員の集まりですが、議員は必ず会派に所属しなければならないということではありません。

第2項では、議員によって考えや意見にはある程度の違いもあるため、重要な計画や施策などの政策やその他の政治的理念を共有する議員により、会派を構成するものとしています。

第3項では、会派は政策立案、政策提言を行うため、また、市政の運営状況の監視機能を果たすために、調査研究に努めることとしています。

(災害発生時等の行動)

第7条 議員は、天災その他の災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、市長等と協力するとともに、議長が別に定めるところに従い、適切に行動しなければならない。

<第7条の解説>

ここでは、地震などの大規模な災害が発生したときなどの議員の行動について定めています。

「議長が別に定めるところ」についてですが、三島市議会では、平成25年4月に「三島市議会議員災害時等行動指針」を定めており、大きな被害をもたらすような災害が発生した場合などには、議員はこの指針に沿って、三島市災害対策本部や自主防災組織等と協力し、適切に行動することとしています。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び協働の推進)

第8条 議会は、議会に関する情報を積極的に市民等に発信し、当該情報の共有に努めなければならない。

2 議会の会議（以下「本会議」という。）は、法第115条第1項本文の規定により公開とし、その傍聴に関し必要な事項は、法第130条第3項の規定により議長が規則で定める。

3 委員会の会議は、公開とし、その傍聴に関し必要な事項は、別に条例で定める。

4 議会は、市民等の意見を把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させるため、市民等との多様な意見交換の場を設けるものとする。

5 議会は、法第115条の2第2項に規定する参考人の制度による市民等、学識経験者等の専門的知見等の活用に努めるものとする。

6 議会は、請願又は陳情の審査に際し、その趣旨を十分に理解するため、請願者又は陳情者から意見を聴取する場を設けることができる。

<第8条の解説>

ここでは、市民と議会との関係、市民参加に向けた議会の活動について定めています。

第1項では、議会は、議会に関する情報を積極的に市民等に発信することで、その共有に努めなければならないとしています。なお、情報の発信の詳細については第10条で定めています。

第2項では、本会議については地方自治法の規定により公開としています。また、本会議の傍聴に関する詳細については、地方自治法の規定に基づき議長が三島市議会傍聴規則で定めています。

第3項では、委員会についても公開としています。また、委員会の傍聴に関する詳細については、三島市議会委員会条例及びそれに基づく三島市議会委員会傍聴規程で定めています。

第4項では、議会の活動に生かすため、市民等との意見交換の場を設置することとしています。今後、様々な方法が考えられるため、議会報告会に限定した表現はしていません。なお、議会報告会については第9条で定めています。

第5項では、参考人制度において、市民等や様々な分野の学識経験者などの専門的な知識や見識等の活用に努めることとしています。

第6項では、請願や陳情の審査において、請願者や陳情者から参考人として意見を伺う場を設けるようにしています。通常、請願や陳情の審査にあたってはこの意見聴取の場を設けることとしていますが、意見書の提出や決議を求める陳情については、三島市議会では各会派で検討を行い、全会派が賛同した意見書や決議について本会議に上程する取り決めとしており、これらについては意見聴取の場は設けていないことから、「意見を聴取する場を設けることができる」という表現にしています。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の多様な意見を的確に把握し、かつ、当該意見を議会の活動に反映させるため、議会報告会を実施しなければならない。

2 議会報告会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

<第9条の解説>

ここでは、議会報告会の開催について定めています。

第1項では、議会の活動状況等について報告を行い、ご理解いただくとともに、意見交換等を通じて様々な意見を受け止め、今後の議会活動に生かしていくため、平成23年から実施している議会報告会を継続していくこととしています。

第2項では、議会報告会の実施に関する詳細については、議長が定める三島市議会議会報告会実施要綱によることとしています。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、議会に対する市民等の関心が高まるよう、情報通信技術の活用その他多様な広報手段を講ずることにより、議会に関する情報の積極的な発信に努めなければならない。

2 前項に規定する議会に関する情報の発信を推進するため、議会だより編集委員会を置く。

<第10条の解説>

ここでは、議会広報の充実について定めています。

議会の活動状況については、広報みしまに折り込まれて年4回の定例会ごとに配布される議会だよりやホームページ、本会議のインターネット動画配信などにより、市民等への情報の提供に努めています。

第1項では、より多くの方に議会に対する関心をさらに深く持っていただけるように、情報通信技術の発展や時代の変化に対応し、様々な方法による情報の積極的な発信に努めなければならないとしています。

第2項では、議会情報の発信を進めていくため、条例や規則等に基づかない任意の委員会として、議会だより編集委員会を設置することとしています。現在、議会だより編集委員会では、議会だよりの内容の検討等を行っていますが、より積極的な情報の提供について、議会として検討していきます。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会及び議員との関係)

- 第11条 議員は、二元代表制の趣旨を尊重し、市長等との関係においては、緊張感の保持に努めなければならない。
- 2 議会は、議案の審議、議決等を通じて、市長等による市政の運営状況について、監視機能を果たすとともにその評価を明らかにするよう努めるものとする。
- 3 議員は、本会議又は委員会の会議において質問又は質疑を行う際には、論点又は争点を明確にしなければならない。
- 4 本会議又は委員会の会議において答弁をしようとする者は、質問又は質疑の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。

<第11条の解説>

ここでは、執行機関と議会、議員との関係について定めています。

第1項では、二元代表制の趣旨を尊重し、市長等、執行機関とは常に緊張感を持った状態を保つように努めなければならないとしています。

第2項では、第3条の(2)に規定する原則と同様に、議案に対する質疑や討論、議決等により、市政への監視機能を果たすとともに、市政に対する評価をわかりやすく示すように努めることとしています。

第3項では、本会議や委員会の会議での市長等に対する質問や質疑においては、市政の課題に関する論点や争点をわかりやすく、明らかにしなければならないとしています。

第4項では、答弁者が質問者に対して、質問や質疑の趣旨を確認するために発言をできるようにしています。第3項で論点や争点を明確にすることとしています。よりかみ合った、わかりやすいやり取りとするために、必要があれば、議長や委員長の許可を受けた後に、その趣旨を質問者に対して確認できるようにするものです。なお、「答弁をしようとする者」とは、市長や教育長など、執行機関側だけでなく、議員発議の条例等の議案に対する質疑の場合であれば発議者の議員、また、委員会の委員長報告に対する質疑の場合であれば委員長のことを指します。

(議決事件の拡大等)

- 第12条 議会は、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。
- 2 前項の議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特に重要な市の計画、施策等について、市長等に説明を求めることができる。
- 4 議員は、法令に特別の定めがある場合を除き、原則として市長等の附属機関等の委員その他の構成員に就任しないものとする。

<第12条の解説>

ここでは、議会の議決すべき事件の拡大と、審議会等の執行機関の附属機関等の委員等への就任のあり方などについて定めています。

地方自治法第96条第1項では、議会が議決しなければならない事項（議決事件）が15件定められていますが、同条第2項では、そのほかに条例で議決事件を定めることができることとなっています。

これを踏まえ、第1項では、二元代表制の下、議会の機能を発揮し、その責任を果たしていくため、議決事件を増やすように努めることとしています。

第2項では、どのような事項を追加の議決事件とするかは、条例で定めることとしていますが、具体的には三島市議会の議決すべき事件を定める条例で独自の議決事件を規定しています。

第3項では、議決事件であるか否かに関係なく、議長が必要に応じて特に重要な市の計画や施策等について、市長等に説明を求めることができるようにしています。なお、議決事件については、議会の本会議や委員会等で説明がされますが、本会議等の前に、任意の説明会等の開催を求めることもできるという趣旨も含まれています。

第4項では、二元代表制の趣旨と議会の持つ市政の監視機能という観点を踏まえ、市の様々な審議会や懇話会等の委員については、国が定めた法令で議員の就任が定められたものを除き、原則として議員は就任しないこととしています。附属機関とは地方自治法第138条の4第3項による審議会等をいいますが、これに該当しないものもあるため、「附属機関等」という表現にしています。ただし、過去の経緯から、法令で定められていなくても、現在も議員が審議会や懇話会等の委員を務めているケースがあり、これらについては今後個別に対応を検討していく必要があるため、「原則として」という記載をしています。

第5章 政策立案等の推進

(委員会における政策立案等)

第13条 委員会は、その所管に属する事項についての専門的な調査研究を積極的に行い、政策立案等に努めるものとする。

<第13条の解説>

ここでは、委員会活動の活性化について定めています。

委員会は、三島市議会委員会条例により、3つの常任委員会（総務委員会、福祉教育委員会、経済建設委員会）と議会運営委員会に加え、特に必要がある場合に設置される特別委員会が定められています。

地方自治法の改正により、委員会から条例提案ができるようになったことを踏まえ、これらの委員会がそれぞれの担当分野についての専門的な調査研究を活発に行い、条例提案などの具体的な政策立案や政策提言、また市政の運営状況の監視に努めることとしています。

(自由討議の推進)

第14条 議会は、合議制の機関として、合意形成を図るため、委員会の会議において委員間の自由討議を積極的に行うものとする。

<第14条の解説>

ここでは、自由討議の推進について定めています。

自由討議とは、市長等に対する質問や質疑とは異なり、議員同士での話し合いのことを言います。本会議と比べて構成員が比較的少ない委員会において、合意形成を図るため、委員同士による様々な意見交換を活発に行うこととしています。また、このことを踏まえて、委員協議会などの非公式の会議でも、自由討議を積極的に活用する申し合わせをしています。

(議員研修の充実)

第15条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、研修の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項に規定する研修の実施に当たっては、広く各分野における議員の専門的な知識の向上を図られるよう努めるものとする。

<第15条の解説>

ここでは、議員研修の充実について定めています。

第1項では、議員が政策立案や政策提言、また市政の運営状況の監視を行う能力を高めるため、議員研修の充実に努めなければならないとしています。

第2項では、議員研修を実施する際は、議員の様々な分野の専門的な知識の向上につながるよう努めることとしています。

第6章 政治倫理、議員報酬等

(政治倫理)

第16条 議員は、選挙により負託を受けた主権を有する市民の代表であるとの自覚の下、高い倫理観を備え、品位の保持に努めなければならない。

<第16条の解説>

ここでは、議員としての政治倫理について定めています。

議員は、二元代表制の一翼を担う市の最高の意思決定機関である議会の構成員として、それぞれが市民の代表としての認識や高い道徳心と公共心を持ち、議員としての品格を保つよう努力しなければならないとしています。

(議員定数)

第17条 議員定数は、法第91条第1項の規定により、別に条例で定める。

<第17条の解説>

ここでは、議員定数について定めています。

この内容は地方自治法第91条第1項に規定されているものですが、議会に関する基本的な事項ですので、この条例でも改めて規定するものです。議員定数については三島市議会議員定数条例に規定があり、平成27年4月の市議会議員選挙から22人となっています。

(議員報酬)

第18条 議員報酬の額及び支給方法は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の額の改定に際しては、三島市特別職報酬等審議会条例（昭和39年三島市条例第3号）第1条に規定する三島市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする。

<第18条の解説>

ここでは、議員報酬について定めています。

第1項では、議員報酬の額及び支給方法については、別に条例で定めるとしてあります。これは、地方自治法第203条第4項にも同様の規定があり、具体的には三島市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。また、定例会の会議等を長期間にわたり欠席した場合などにおける議員報酬等の減額については、三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例で定めています。

第2項では、議員報酬の額の改定を行う場合は、市長の諮問機関である三島市特別職報酬等審議会の意見を聴くこととしています。

なお、議会としては、議員報酬の額の改定にあたっては、社会情勢や市民の意見なども参考にすると考えています。

(政務活動費)

第19条 会派及び議員は、政務活動費の活用には、政策立案等のための調査研究その他の活動に資するよう、これを有効かつ適正に執行しなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の用途について、透明性を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たさなければならない。
- 3 政務活動費に関し必要な事項は、別に条例で定める。

<第19条の解説>

ここでは、会派に交付される政務活動費について定めています。政務活動費は、地方自治法第100条第14項の規定により、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付できるとされています。

第1項では、政務活動費を活用する場合には、第4条の議員活動の原則や第6条の会派に規定されている政策立案、政策提言や、市政の運営状況の監視機能を果たすための調査研究などのために、効果的・効率的かつ適正に使うこととしています。

第2項では、会派及び議員は、政務活動費の使い道について、市民等にわかりやすく情報の提供を行い、説明責任を果たすこととしています。

第3項では、政務活動費の交付に関する詳細については、別に条例で定めるとしてありますが、具体的には三島市議会政務活動費の交付に関する条例により規定されています。なお、第6条の会派の規定の解説では、会派を2人以上の議員の集まりとしていますが、政務活動費の交付については、公平性の観点から、特例として、所属議員が1人の会派を認めています。

第7章 議会事務局の充実等

(議会事務局の充実)

第20条 議会は、立法機能及び市長等による市政の運営状況についての監視機能の強化を図るとともに、その活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査機能及び法務に関する能力の充実並びに組織の整備に努めるものとする。

<第20条の解説>

ここでは、議会事務局の充実について定めています。

議会事務局は、地方自治法第138条第2項の規定により、設置することができることされており、三島市議会では、三島市議会事務局設置条例により議会事務局を設置しています。

議会の持つ条例等議案の提案・修正による立法機能や市政の運営状況の監視機能を向上させるとともに、様々な議会活動を滞りなく進めていくために、議会事務局の調査機能と法務に関する能力の充実や組織の整備に努めることとしています。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

<第21条の解説>

ここでは、議会図書室の充実について定めています。

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するために設置が義務付けられており、その充実を図るように努めることとしています。

(予算の確保)

第22条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

<第22条の解説>

ここでは、議会に関する予算の確保について定めています。

議会の責務を果たし、さらに機能を強化するため、必要な予算を確保するように努めることとしています。

第8章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第23条 この条例のほか、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の規定との整合性を確保しなければならない。

<第23条の解説>

ここでは、議会基本条例と他の条例等との関係を定めています。

議会基本条例は、議会の基本的な考え方や取り組みを定めたものであり、条例の前文にもあるように、議会の最高規範となるものです。従って、議会に関係する他の条例、規則、要綱等の制定や改正、廃止などをする場合には、この条例と矛盾しないようにすることとしています。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙により選挙された議員の任期ごとに、議会運営委員会において、この条例の施行の状況について、市民の意見等を勘案し検証するとともに、その結果を積極的に市民等に公表しなければならない。

2 議会は、前項の規定による検証に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

<第24条の解説>

ここでは、議会基本条例の見直し手続きについて定めています。

議会基本条例は、これまでの議会改革の取り組みのまとめとして制定するものですが、条例制定後も継続的に議会改革の取り組みを進めていくこととしています。

第1項では、この条例が制定された後、その目的が達成されているかどうか、施行の状況について少なくとも4年に1回、市民等の意見や地方自治法の改正、先進議会の取り組みなどを踏まえて議会運営委員会で検証することとしています。また、検証の結果について、市民等にわかりやすく情報の提供をすることとしています。

第2項では、検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の改正を含む適切な対応をとることとしています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

<附則の解説>

この条例の施行期日は、平成31年4月1日としています。

その後、令和5年3月22日に一部改正条例が公布、施行されて現在の形になっています。